

北上市自治基本条例(案)について

市は、北上市自治基本条例の策定を進めています。

策定に向けた取り組みは、市民が参画しての草案の作成から始まり、これまで地域との意見交換会や自治基本条例の勉強会などを実施してきました。

パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえ、5月下旬には最終案ができあがる予定です。

問い合わせ 政策企画課 内線 3236・3237



活発な意見交換が行われた市自治基本条例フォーラム

自治基本条例ってどんなもの？

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、市町村と国・都道府県は対等の関係にあると位置付けられました。住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとなりました。

このような地方分権の流れの中で、市民、企業、議会、市(行政)などさまざまな主体が協力し合い、主体的にまちづくりに取り組むことが一層重要になってきます。そこで、誰が、どのような役割を担い、どのような仕組みでまちづくりを行っていく

のかを定めたのが自治基本条例であり、北上市におけるまちづくりのルール、役割などを明らかにし、住民自治に基づく自治体運営の原則を理念として表しているのが「北上市自治基本条例」です。自治体における自治の基本原則や枠組みを定めた自治基本条例は、「自治体の憲法」とも呼ばれています。

自治基本条例はなぜ必要なの？

地方自治に関する基本事項は地方自治法で定められていて、自治体の組織および運営に関する事項について細かく規定されている一方で、市民の参画や協働、情報公開、個人情報保護、行政評価など、現在の市政運営上不可欠となつている概念に関する規定がありません。

また、これまでも市民、企業および行政がそれぞれの責任のもと、連携して対等の立場で協働のまちづくりを進めてきましたが、今後もさらに推進していく上で、これまで明確に位置付けられることになかった参画や協働の制度に

ついて順次整備していくにあたり、その根本の考え方を明らかにする必要性が高まっています。

これらのことから、北上市のまちづくりに関わる全ての人々が共有すべき理念や仕組みを定めるものとして、北上市自治基本条例の策定を進めています。

どんなことが書かれているの？

「北上市自治基本条例(案)」には、北上市における自治体運営のルールが定められています。その大きなポイントは次のとおりです。

①住民自治の視点から考える自治体運営の理念や原則を定義

②住民自治を推進するための制度、仕組みを整備

③自治体の全ての条例や計画の制定、策定にあたり、最高規範として理念を尊重

④市民の権利や、市民、議会および市の役割や責務などについて規定

⑤市や議会の運営に関する基本的な事項を規定
これらの原則を踏まえた上

で、当市のまちづくりにおいて非常に重要な要素である「地域づくり」を定義しているのが特徴となります。

市内各地区においてさまざまな地域コミュニティの単位で進められている地域おこしや環境整備、景観形成などのまちづくり活動を「地域づくり」という言葉で改めて定義すると共に、その地域づくりに取り組む組織を「地域づくり組織」と定義しています。

この条例ができたらどうなるの？

自治基本条例は、作る事が目的ではなく、作って終わりといいことではありません。今後は、この自治基本条例の制定を踏まえ、各種計画の策定や条例の制定はもちろんのこと、市政全般やまちづくりを進めるにあたり、その内容や進め方が自治基本条例の理念に照らして、きちんと整合しているかどうかを確認することが大切です。そして、市民参画や協働の具体的な制度、仕組みについて、個別具体的に検討を進め、速やかに整備することが求められます。

7月9日
から

外国人の住民票が 作成されます

外国人も住民基本台帳制度の対象となり、日本人と外国人で構成される住民票の発行が可能になります。この法改正で、外国人住民にとって利便性が向上し、負担が軽減されるよう考慮されています。また、住民基本台帳法の一部改正により7月9日から、市外転出の際に住民基本台帳カードを返納する必要がなくなり、継続して使用できます。

住民票		岩手県北上市	
氏名	ZHANG YULIAN 張 玉蓮	通称	北上 花子
世帯主	北上 太郎	生年月日	3333年3月3日
住所	岩手県和賀町横川目11地割160番地 岩手県北上市芳町1番1号	性別	女
国籍・地域	中国	続柄	妻
在留資格	日本人の配偶者	住所を定めた日	平99.99.99
在留期間	第30条の45に規定する区分	届出年月日	平99.99.99
在留期間の満了日	5年	在留期間の満了日	4444年4月4日
在留カード番号	AB12345678CD	在留期間の満了日	平99.99.99
転出	岩手県北上市上江釣子17地割201番地2	転出年月日	平99.99.99
カタカナ表記	チャン ユーリアン		
作成日	平24.7.9 法附則第4条第1項により作成		

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

岩手県北上市長 北上 太郎 公印

住民票の一部記載事項証明(個人・外国人)

1 住民票の様式が変わります(7月9日以降)

日本人と同様に、外国人についても住民票が作成されるようになります。日本人と外国人で構成される世帯では、全員が記載された住民票が発行できるようになります。それに伴い住民票の様式が次のように変わります。

- ・住民票の全部事項証明(謄本)：今まで1枚に3人まで記載していたものが4人まで記載できるようになります
- ・住民票の一部記載事項証明(抄本)：個人単位の様式に変わります
- ・全部事項証明(謄本)と一部事項証明(抄本)：様式が異なり、記載される従前の情報(前住所・旧姓など)の履歴の数に違いがある場合があります。使用目的に応じて使い分けることができます

2 市外へ転出するときには外国人も転出届が必要になります

ほかの市町村に住所を移す場合、日本人と同様に市区町村で転出手続きを行い「転出証明書」を受け取った後、転入先の市区町村に転入届を提出し

ます。出国するときも「国外転出の手続き」が必要です。

3 外国人登録証明書がなくなります

「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。法改正後もしばらくは現在の「外国人登録証明書」が有効ですが、永住者は7月9日から3年以内に入国管理局で特別永住者は登録証明書に記載されている次回確認(切替)申請期間の日までに北上市役所で在留カードへの切替申請をしてください。その他の中长期滞在資格をお持ちの人は、制度導入後の在留期間更新などの手続きの際にカード交付申請を入国管理局ですることとなります。また、1月13日から特別永住者証明書の事前申請を受け付けていますが、カードの交付は7月9日以降となります。

改正法の詳細については、総務省・法務省のホームページ「平成21年入管法改正について」(http://www.immi-moj.go.jp/newimmact_1/)をご覧ください。

4 外国人住民の利便性が向上します

これまで、在留期間の更新等の手続きを入国管理局で行った後、住居地の市町村へその旨を届け出る義務がありました。したが、改正後は市町村への届出が不要になります。

※在留期間の更新手続きはお早めに!

外国人登録していた人でも、7月9日時点で在留資格のない人は、住民票が作成されません。在留資格の取得など所定の手続きを行ってください。

問い合わせ 市民登録課
内線 312253126

法務省外国人在留総合インフォメーションセンター
▷電話…0570-013-904、03-5796-7112(IP電話、PHSからの通話の場合)
▷受付時間…午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
外国人の住民基本台帳制度に関する電話相談窓口
総務省外国人住基コールセンター
▷電話…0570-066-630、03-6301-1337(IP電話、PHSからの通話の場合)
▷受付時間…午前8時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)